

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

(税込み・配送料実費)

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和元年 ^{令和元年}(2019年)**12**月 R

No. 15064 1部377円 (税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

Ħ 次

☆主要判決全文紹介[知財高裁][上]……(1)

☆知的財産研修会(侵害予防調査と無効資料調査の

≪知的財産高等裁判所≫

審決取消請求事件

(重金属類を含む廃棄物の処理装置およびそれを用いた重金属類を含む廃棄物の処理方法-「引用発明に副引例の技術を適用しても本願発明の構成には至らない」とされた事例) [上](全2回)

-平成30年(行ケ)第10108号、令和元年10月2日判決言渡ー

事案の概要

本件は、発明の名称を「重金属類を含む廃棄物の処理装置およびそれを用いた重金属類を含む廃棄物 の処理方法 | とする特許出願の拒絶査定に対する審判請求(不服2016-15650号)について、進歩性欠如を 理由に請求不成立とした審決の取消訴訟である。争点は、進歩性判断の当否である。なお、引用例1に 記載された引用発明、及び引用例2に記載された甲2技術に関する本件審決の認定については、当事者 間で争いがない。

本件審決が対象とした本件特許請求の範囲の請求項2の記載は、以下のとおりである。



SINCE 1891

特許業務法人浅村特許事務所

Asamura **Partners** 〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー 電話:03-5715-8651(代) FAX:03-5460-6310·6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

所 長 莽躩丰 浅 弁理士 弁護士 後 藤 晴 男光生宏 弁理士 水 本 義 一岡田 幹卓 亀 弁理士 篠岩 弁理士 必啓統 見宮 弁理十 晶 弁理十 松 尋 伊 弁理士 藤 由 里 大日方 和 幸 弁理士

会長 弁理士 金 弁理士 池 \blacksquare 幸 弘 弁理士 塚 貴 大 克久裕! 白 江森 則司之登 弁理十 金 弁理士 弁理十 橋 本 弁理十 ф H 博 弁理士 \blacksquare 中 祐 弁理十

相談役 弁理士 浅 井望 弁理士 洋 次之郎 月 良 弁理士 畑 中 弁理十 浅 剪 裕 弁理士 弁理十 北 Ш 亮 弁理十 水 野 裕 官 弁理士 菊

克酪麻 7彦子理 弁理士 下 村 中号 Ш 弁理十 萷 弁理士 Ħ 弁理十 誠太男 弁理十 亮光 原 野 弁理士

浅村法律事務所

電話: 03-5715-8640(代) FAX: 03-3540-1997 E-mail: law@asamura.jp 辞職主 **後藤晴男**

弁護士 松 川 直 樹

弁護士 和田研史

所長 葬護主 浅 村 昌 弘

【請求項2】 開閉自在の排出口を有するとともに閉鎖空間を有する密閉容器の内部に、固形状の有機系廃棄物および重金属類を含むスラリー状または固形の有機系廃棄物、および前記有機廃棄物の炭化処理中に少なくとも前記重金属類を5 CaO・6 SiO2・5 H2 O結晶(トバモライト)構造中に封じ込めるための5 CaO・6 SiO2・5 H2 O結晶(トバモライト)が形成されるのに十分な量のCa成分原料およびSiO2成分原料を収容させる工程と、/前記固形状の有機系廃棄物を粉砕しながら、前記Ca成分原料およびSiO2成分原料と撹拌混合する工程と、/密閉容器内に収容され、前記撹拌手段により粉砕、混合されつつある前記固形状の有機系廃棄物およびCa成分原料およびSiO2成分原料に、高温高圧の水蒸気を噴射して処理し、前記重金属類が閉じ込められた5 CaO・6 SiO2・5 H2 O結晶(トバモライト)構造の層を前記有機系廃棄物の固形物上に形成するための高温高圧の水蒸気を噴出する工程と、/処理後に密閉容器内の蒸気を冷却して、前記重金属類の水溶性化合物を含む処理された液体とするための工程と、/前記重金属類の水溶性化合物を含む処理された液体とするための工程と、/前記重金属類の水溶性化合物を含む処理された液体とする重金属類を含む廃棄物の処理方法。

(文中の「/ は、原文の改行箇所を示す。)

判示事項

- 1 引用発明について
 - 1.1 本願発明と引用発明との対比

本願発明と引用発明を対比すると、一致点及び相違点は、以下のとおりであると認められる。 (一致点)

開閉自在の排出口を有するとともに閉鎖空間を有する密閉容器の内部に、有機系廃棄物を収容させる工程と、/ 固形状の有機系廃棄物を粉砕しながら、撹拌混合する工程と、/ 密閉容器内に収容され、前記撹拌手段により粉砕、混合されつつある前記固形状の有機系廃棄物に、高温高圧の水蒸気を噴射して処理する、高温高圧の水蒸気を噴出する工程と、/ 処理された液体と処理された廃棄物とを分離回収する工程と/ を備えた、有機系廃棄物の処理方法。

本願発明では「固形状の有機系廃棄物および重金属類を含むスラリー状または固形の有機系廃棄物」及び「前記有機系廃棄物の炭化処理中に少なくとも前記重金属類を5 CaO·6 SiO₂·5 H₂O結晶(トバモライト)構造中に封じ込めるための5 CaO·6 SiO₂·5 H₂O結晶(トバモライト)が形成されるのに十分な量のCa成分原料およびSiO₂成分原料」を処理するのに対して、引用発明では「有機系廃棄物」を処理する点。

(相違点2')

(相違点1')

本願発明では「固形状の有機系廃棄物および重金属類を含むスラリー状または固形の有機系廃棄物およびCa成分原料およびSiO2成分原料」から生成された「前記重金属類が閉じ込められた5CaO・6SiO2・5H2O結晶(トバモライト)構造」が「前記有機系廃棄物の固形物上に」「層」として「形成」されるのに対して、引用発明では「有機系廃棄物」が炭化される点。

(相違点3、4)本件審決が認定したとおり(要約者註:相違点3及び4の容易想到性に係る判断について、原告は争っていない)。

1.2 本件審決における一致点等の認定の誤りについて

本件審決は、引用発明の処理対象を「有機系廃棄物」と認定する一方で、本願発明との対比においては、周知技術(甲3~7)を参照して、「固形状の有機系廃棄物および重金属類を含むスラリー状または固形の有機系廃棄物」を一致点としているが、引用例1には、有機系廃棄物に重金属類を含むことを記載していない以上、この点は一致点となるものではない。